

然し其の態度を軟ぐるに至り、従業員に對し待遇改善の意思
 を表示すると共に本争議の原因をなした人夫手柴某に對して
 も扶助料並に退職手當として次の通り支給することとなり五日
 柴田労働愛會長に手渡したのである。

根拠人 協同會 福岡出張所

法財人 協同會 福岡出張所

- 1、傷害扶助料日給（七拾五錢）四十五日分金參拾參圓七拾五錢
 - 2、休業扶助料日給（七拾五錢）四十五日分金參拾參圓七拾五錢
 - 3、看護人雇料金七圓五拾錢
 - 4、退職慰勞會一封（百貳拾圓）
- 合計 百九拾五圓

然しながら之れに對する争議團側に於ては尙全従業員の待遇改善の爲争議を繼續し双方相譲らないので事態の悪化を憂慮した